

○小平市国立国会図書館資料利用要綱

平成27年8月19日

事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立国会図書館が所蔵している図書、雑誌、専門資料その他の資料及び国立国会図書館がデジタル化した資料（以下これらを「資料」という。）の利用（閲覧及び複製をいう。次条において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 資料を利用できる者は、小平市立図書館条例施行規則（平成12年教委規則第7号）

第3条第2項の利用カード（同項の多摩六都・図書館共通利用カードを含む。次条において同じ。）の発行を受けている者とする。

(資料の閲覧)

第3条 資料の閲覧は、小平市中央図書館参考図書室で行うものとする。

2 資料の閲覧をしようとする者は、利用カードを提示し、小平市中央図書館長（以下「館長」という。）に申し込まなければならない。

3 資料（デジタル化資料送信サービス（国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料について、全国の図書館に送信し、利用できるサービスをいう。次項において同じ。）による資料を除く。）の閲覧期間は、館長が指定する期間とする。

4 デジタル化資料送信サービスによる資料の閲覧は、館長が指定する利用者用のインターネット端末で行うものとする。この場合において、国立国会図書館長が交付した閲覧用のID及びパスワードは、職員が入力するものとする。

(資料の複製)

第4条 資料の複製をしようとする者は、別に定める複写申込書により、館長に申し込まなければならない。

2 資料の複製は、国立国会図書館が複製可能と指定した資料のみを対象とし、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により行うものとする。

3 資料の複製は、職員が行うものとする。

4 資料の複製に係る手数料は、小平市手数料条例（平成12年条例第8号）に定めるところによる。

5 小平市立図書館インターネット端末利用要綱（平成19年10月1日制定）第5条の規定

は、資料の複製に係るインターネット端末の利用については、適用しない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。